

求人者・求職者の皆様へ

一般社団法人P D I Cキャリア 許可番号（23-ユ-302916）

当法人では、職業安定法第32条の13および同法施行規則第24条の5に従って、下記のとおり取扱職種の範囲等を明示いたします。

●取扱職種の範囲等

- 職種 全職種
- 地域 国内、ベトナム社会主義共和国
国外においては出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留が認められる外国人に係る職業紹介

●手数料に関する事項

- 求人者から徴収する手数料は一般登録の場合、下記手数料表（消費税を除く）のとおりとします。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	3,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%（または 300万円） 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%（または 300万円） 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%（または 300万円） 手数料負担者は 求人者 とします。

- 求職者からは手数料は徴収いたしません。
- 一般登録以外の場合は別紙に示します。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 杉山 明 連絡先 TEL 090-6076-9667

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

- 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱責任者は職業紹介責任者の 杉山 明 です。
- 当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。
 - 第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は本部の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者杉山 明 とする。
 - 第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
 - 第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
 - 第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 杉山 明 とする。

●返戻金制度に関する事項

- 当事業所は返戻金制度を設けています。返戻金制度の内容は以下のとおりです。

紹介した人材が入社後一定期間内に自己都合で退職した場合、求人者より受領した紹介手数料の一部を下記のとおり求人者に返還します。

- 入社後1か月以内に雇用契約が終了した場合 100%
- 入社後1か月超2か月以内に雇用契約が終了した場合 75%
- 入社後1か月超3か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、返戻金制度は、有料職業紹介契約書により別の定めとする場合があります。

【別紙】

- ・ 企業側の求人依頼に基づいて、求める人材を当社で探し出して職業紹介をする場合、下記手数料表（消費税を除く）のとおりとします。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	3,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 300,000 円 活動 1 日あたり 20,000 円 または 活動 1 時間あたり 2,500 円 成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%（または 300 万円） 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%（または 300 万円） 手数料負担者は 求人者 とします。

- ・ 企業側の要因によって要請を受け、その企業の社員の再就職支援および職業紹介をする場合、下記手数料表（消費税を除く）のとおりとします。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 30,000 円 相談・助言終了時 30,000 円 成功報酬 300,000 円 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30% 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30% 手数料負担者は 求人者 とします。